

「日本基督同胞教会史」研究会
「日本の教会条例」としての1932年版
基督同胞教会条例
 —とりわけその編集方針と教会論、職制について—

藤田 和也

はじめに

同胞教会の教会運営は、*Origin, Doctrine, Constitution, and Discipline of the United Brethren in Christ / Discipline of the Church of the United Brethren in Christ Including Origin, Doctrine, and Constitution* (以下 *Discipline*) なる規則書に依拠して進められた。*Discipline* とは、その原題が示すように、同胞教会の教会史、信仰告白、教憲および教規を一冊に纏めたものであり、4年ごとに開催される大会 (General Conference) において改定された。日本では *Discipline* の日本語版である『基督同胞教会条例』(以下『条例』) が用いられた。ただし、『条例』は必ずしも *Discipline* の改定に合わせて4年ごとに発行されたわけではなく、現時点では1904年と1932年の発行が確認されている。1904年版は謄写版刷りで、小田原十字町教会に所蔵されており、その底本は1901年版の *Discipline* (以下 *Discipline (1901)*) である。1932年版は書籍として出版されたもので、天理大学附属図書館に所蔵されている¹。

04年版はおおむね *Discipline (1901)* の邦訳版であり、底本との目立った違いは、第4-7編の大部分が削除されていることと²、伝道師の学科課程に日本独自のものが採用されていることであつた³。前者は『条例』が宣教地かつ一年会区域である日本においてのみ用いられるということから理解される。後者は1902年に開催された第2回年会において「英語を解せざる者は南メソジスト教会の讀書課目を多少變更して採用すべき」⁴と議決されたことと、翌第3回年会において「英語の四季會及び年會課程と一致する所の日本語の讀書課程を日本語條例の爲め準備す」⁵ するよう試験委員が命じられたことに因るものである。

04年版の発行以降、『条例』は幾度か改訳され、改定されたと考えられる。たとえば第8回年会(1908)では教会条例の一部改訳が可決されるとともに⁶、条例改訳委員として岡崎義孝、眞山義作、牧野典次、大野義信、A. T. ハワードが任命

されている⁷。翌第9回年会では岡崎が同年5月の大会後まで改訳を延期する旨を報告しており、眞山、岡崎、大野が委員として再任命されている⁸。また理事会設置が決定された第17回年会(1917)では、条例改訳委員としてJ. コサンド、大内文平、石黒猛次郎、大野、岡崎、J. E. ニップが選出された⁹。32年版において「条例委員」として名を連ねているのは、有賀鉄太郎と大野である¹⁰。したがって、04年版と32年版以外の『条例』がないと断定することはできず、むしろ32年版以前にも『条例』はたびたび改訳されていたと推し量るべきであろう。

そこで、本稿では32年版を04年版と直接比較するのではなく、32年版とその底本を比較することで、04年版にはみられない32年版の特徴を提示することを試みる。第1章では32年版の「目次」と「序言」を参照し、32年版の概要を示すとともに(第1節)、編集方針が04年版のそれとはきわめて異なっていることを確認する(第2節)。第2章では32年版の主に第2編の条文を参照し、それが*Discipline*や04年版とは異なる教会論と職制を提示していることを確認する。まず32年版において四季会に関する条文が削除されていることを検証し(第1節)、その経緯と意義を考察する(第2節)。また安田忠吉が幹事として舵を取るなかで、信徒と教職の職制における連続性という監督制の特徴が失われながらも(第3節)、日本伝道初期に目指されていた日本人の手による伝道が再び現実的なものとなりつつあったことを(第4節)、条文に基づいて考察する。

1. 1932年版の概要と編集方針 —— 「目次」と「序言」より

1.1. 「目次」にみる32年版の概要

32年版には「序言」と「目次」が条例本文の前に掲載されている。04年版の「目録」と32年版の「目次」を比較すると、右の表ようになる。

両者の構成にさほど大きな違いは見られないが、04年版の「牧師転任」、「女執事」、「学科課程」、「安息日学校」および「書式」が32年版では削除されている。「牧師転任」の削除は、後述のとおり*Discipline (1929)*と32年版が転任者／非転任者なる教職の区分を撤廃したことに因る。「女執事」と「学科課程」の削除は、勸士制度の廃止と併せて、同胞教会が本来もっていた信徒と教職の職制における連続性が、当時の日本年会において損なわれていたことを思わせる。なお「安息日学校」は削除されたのではなく、「日曜学校」として第5章に組み込まれている。

32年版の第1編は3章から成り、それぞれ教派史、信仰告白、教憲に該当する。

第2編も3章から成る。「會員」では転入会や退会の手続きにくわえ、會員の義務が説かれる。「教會政治」では組会から年会に至るまでの教會運営の機構と、役員会や日曜学校といった教會内の組織に関する規定が述べられる。「教職」では同胞教會の職制にくわえ、他教派からの教役者受け入れや牧会の義務について述べられる。第3編は「特別規定」のみから成る。これは社会奉仕、禁酒禁煙および安息日の遵守を説く倫理規定であるが、04年版や底本と比べると、かなり簡素化されている¹²。

表1 04年版「目録」と32年版「目次」の比較¹¹

04年版	32年版
第1篇 教會 第1章 基督同胞教會の起源 第2章 信仰の告白 第3章 規則	第1編 教會 第1章 基督同胞教會の起源 第2章 信仰の告白 第3章 憲法
第2編 教會員教會政治及宣教 第4章 教會員 第5章 教會政治 第6章 宣教事業 第7章 牧師轉任 第8章 女執事 第9章 學科課程	第2編 會員、政治及び教職 第4章 會員 第5章 教會政治 第6章 教職
第4篇 教會財産（畧）	
第3篇 道德的革新 第12章 特別規則	第3編 社会奉仕及び矯風 第7章 特別規定
第5編 基督教的訓練の設備 第15章（安息日学校）	
第6篇 慈善及び教育事業（畧）	
第7篇 境域（畧）	
第8編 法式及び書式 第27章 法式 第28章 書式	第4編 禮文 第9章 禮文

1.2. 「序言」にみる32年版の編集方針

32年版の冒頭には、条例委員の名で「序言」が記載されている。それによれば、32年版は「従来行はれし謄寫刷のものに、若干の文字上内容上の補訂をなしたものである」¹³り、「内容上の補訂は専ら最近の英文條例（一九二五年及び二九年）に

基い」¹⁴ているものの、「禮文の部分に於ては他教會の禮文を参考にしたことも少くない」¹⁵という。1925年と29年の英文条例とは、25年の大会で承認され29年まで有効であった *Discipline*（以下 *Discipline (1925)*）と、29年の大会で承認され33年まで有効であった *Discipline*（以下 *Discipline (1929)*）を指す。32年版発行当時使用されていたのは *Discipline (1929)* であるが、条例委員はそれにくわえてすでに本国では失効していたはずの *Discipline (1925)* を底本として用いた。このことから、32年版は04年版とは異なり、当時の *Discipline* の邦訳に留まるものではないといえる。条例委員は底本を翻訳するのではなく、複数の *Discipline* を底本として用いて、『条例』を編集したのである。

32年版の編集方法は三通りに大別される¹⁶。第一に、二つの底本の条例のうち日本の教会と無関係であるか、その状況と合致しないものを削除するという、「消極的」なものである。これは04年版においても見られたが、削除の方針が一貫していないこともあった¹⁷。第二に、二つの底本のうち一方にしか記載されていない条文、とりわけ *Discipline (1925)* の条文のうち *Discipline (1929)* では削除されたものを記載するという、「選択的」なものである¹⁸。第三に、底本にない32年版独自の条文を付加するという「積極的」なものである¹⁹。

前述のとおり、04年版も監督区域／年会区域の境域や諸々の委員会／協会に関する規定をはじめとする、日本年会と無関係な規定を削除していたが、それは概して編や章全体の削除であり、それ以外の箇所においては、専ら底本の翻訳に徹していた。それゆえ、日本の教会では実践されえないであろう規定が、とりわけ第2編においていくつか残存していた。最初の年会を開催してから3年しか経っていない駆け出しの教団にとって、日本での運用に適した『条例』を提示するには多くの困難があったと思われる。

他方、32年版は日本の教会と無関係な編／章全体をある基準をもって削除するのみならず、底本より継承している章においても、個々の条文を削除したり簡略化したりしている。また全体として、原文を直訳するのではなく、冗長な表現や過度に詳細な記述を省略し、原文を要約して表現する傾向がある²⁰。これはたんにその読み易さゆえに評価されるものというより、本国とは教会や信徒の数が異なる日本年会にとって必要かつ実践可能な程度へと、諸々の規程の厳密さが緩和されたという点で、評価されるべきものである。

このように、04年版が底本の条文を削除するか、さもなくば訳文を掲載していたのに対して、32年版ではより緻密な編集がなされており、条例全体がより日本

年会の文脈に即したものとなった。

2. 教会論と職制の変化 —— 第2編「會員、政治及び教職」を中心に

第2編は「會員」「教會政治」「教職」の3章から成る。第1編が教会史や信仰告白、教憲をとおして同胞教会の教派的特徴を大まかに示すものであるのに対し、第2編は同胞教会の具体的な教会制度を定めたものである。第2編における32年版の特徴は、1) 四季会に関する条文が皆削除されていること、2) 教師補と学科課程の関係が底本と異なっていること、3) 第28回年会(1928)で決議された総理制廃止と実行委員制設置が反映されていることにある。これらはいずれも当時の日本年会の教会制度やミッションとの関係を反映している。具体的には、当時の日本年会において、1) 教会総会の権限が相対的に強められたこと、2) 信徒と教職の連続性が失われて信徒の役割が制度上弱められたこと、3) 宣教師やミッションではなく日本人による伝道が推し進められたことを、「教会論」と「職制」の変化として窺い知ることができる。

2.1. 四季会に関する規定の削除

第4章「會員」は「入會」「會員の義務」「審問」「教會員の轉出及び退會」の4条から成る。第4条「教會員の轉出及び退會」は、*Discipline (1925)* では9節から成るが、*Discipline (1929)* では第2, 3節が削除されている。32年版は *Discipline (1925)* に依拠しつつ、その第1, 2, 3, 7, 9節のみを採用したうえで、以下のように要約している。

第四條 教會員の轉出及び退會

第一節 轉出證明書

教會員にして、他の教會に轉會せんとする時は、其屬する教會より轉出證明書若しくは推薦書の交附を受くることを得。

第二節 説明書

證明書を交附したる牧師は、成るべく、本人に關する特殊の事情等に就て、轉出先の牧師に宛て説明書を添ふべし。

第三節 受容報知

轉入會員を受け容れたる牧師は、轉出教會の牧師に宛て其の旨を通報すべし。

第四節 不明會員

他行會員にして、その屬する教會に三ヶ年間音信を絶ちたる時は、之を不明會員の列に加ふべし。(但し、不明會員の住所姓名は各教會の控名簿に保存し置くものとす)。

第五節 牧師は教會員たるべき事

年會に屬する凡ての牧師は一定の教會員たるべし。若し之が義務を盡さざるに於ては、其職務上の關係を失ふべし。²¹

特筆すべきは、第1節において転出証明書と推薦書が峻別されていないこと、第5節において四季会所属の教職への言及がないことである。底本によれば、推薦書が転出する会員自身により受け取られるものである一方で、転出証明書とは当該会員が現在所属している管区 (charge) の管区牧師により受け取られるものである²²。監督制を採る同胞教會は当時、合衆国を5つの監督区域に分け、さらに中国、日本、フィリピン、西アフリカ、プエルトリコをまとめて「外国地区」として1つの監督区域としていた²³。監督区域は年会区域から構成され、日本も Japan Foreign Mission conference として一つの年会区域を成していた。年会区域は管区から構成される。管区のうち、複数の教會から成るものは circuit、一つの教會から成るものは station と呼ばれ、管区で開催される會議が四季会である。

また32年版は第5節において年会所属の教職にしか言及していないが、底本はその対応箇所において年会伝道師と四季会伝道師の両方に言及している²⁴。このように32年版は管区／四季会と関わる規定を曖昧にしており、当時の日本年会において管区／四季会が機能していなかったことを思わせる。

つづく第5章「教會政治」は、底本では「教會」「役員會」「組長」「組會會計吏」「四季會」「年会」「大会」の全7条から成るが、32年版では「地方教會」「組會」「役員會」「總會」「日曜學校」「青年會、共勵會、及び婦人會」「年會」の全7条から成る。32年版で削除された条文のうち特に目を引くのは、底本第5条「四季会」である²⁵。そこでは四季会の会員構成や義務、権能が述べられる。四季会は管区にある諸教會の役員と地区の長老司 (superintendent) により構成される²⁶。四季会の権能は1) 會計吏や役員會の報告の審査と承認、2) 会員からの訴訟の受理と審問、3) 四季会伝道師の免許の付与／更新、4) 学科課程を終えた教師補の年会への推薦、5) 牧師の謝儀の決定、6) 年会に出席する信徒議員の選出等である²⁷。これらの条文の削除は、簡略化された第4章第4条と併せて、当時の日本年会において管区／四季会制度が機能していなかったことを示唆している。

2.2. 四季会消失の経緯と意義

初期の日本年会において四季会が開催されていたことは機関紙『同胞』や年会記録、諸教会の記念誌において確認され、04年版にも四季会に関する規定は存する。しかしながら、その後何らかの事情により四季会が意図的に廃止されたり役割を縮小されたりしたか、意図せず機能不全に陥ったと思われる。その経緯を究明するには研究会における第14回以降の年会記録の共有を待たねばならないが、背景に日本年会の教会数の少なさがあったことは疑いえない。

元来同胞教会は監督制を採る他教派と同じく、教会運営の最小単位を各地方教会ではなく管区に置いていた。前述のとおり、管区とは一つ以上の地方教会により構成され、運営されるものである。しかしながら、日本年会においてはその教会数の少なさゆえに、きわめて早い時期から「四季会の役員会化」が進み、circuitとしての管区の枠組みがうまく機能しなかったと推察される。

Discipline (1925) は station、すなわち一つの地方教会から成る管区の四季会について興味深い規定を提示している。それによれば、stationにおいては、長老司が役員会の特定の会議を四季会として指定し、告知することができるというのである²⁸。*Discipline* は「役員会の四季会化」を許容していたといえる。

そして、日本年会の諸教会で開催された四季会は、実際にそのような形態をとっていた。たとえば小田原十字町教会の記念誌によれば、同教会で初めて四季会が開催されたのは1912年であり、そこでは会計報告や年会議員の選出、教会内の人事が議決されたという²⁹。洛西教会の記念誌は、13年に開催された四季会において、当時総理であったコーサンドが列席し、役員異動や会計、教勢、日曜学校に関する報告がなされたと述べる³⁰。扇町教会の記念誌は1914年に同教会で開催された四季会を「同胞教会代表、牧師、役員との懇談協議の集まり」³¹と説明する。その四季会において、教職や教会役員を決定したようである。また岡崎義孝は第13回年会において、東部会の幹事として「各教会の四季会」³²に出席した旨を報告している。教会数の少ない日本年会においては、四季会が複数の地方教会により開催されることは減多になく、各地方教会の役員会に長老司等が列席するという形態を基本的にとっていたのであろう。換言すれば、日本年会においては教会数の少なさゆえに、一管区一教会の station が標準的な管区の在り方であった。

この役員会化した四季会は、日本年会独自の地区 (district)³³ 制度ともいえるべき部会により管轄されることとなった³⁴。第13回までの年会記録を参照すると、第7回までは四季会や四季会伝道師に関する議事が散見されるが、第8回以降著

しく減っている。四季会に関する議論が後退するなか、第9回年会において、眞山義作の動議により部会設立が可決される³⁵。部会とは日本年会を関東部会と関西西部会の二つに区分したものであり³⁶、各部につき一名の幹事が置かれた。部会は各地方教会と年会の間隙を埋める制度であったが、第17回年会で議決された理事会の設置を機に廃止されたと思われる。この理事会設置は32年版において四季会や部会に関する規定がないことと無関係ではないだろう。

ただし、以上のことは年会ないし総理（実行委員）・理事会への権限の集中を意味しない。むしろ四季会の消失が促したのは、地方教会における教会総会の権限の強化であった。32年版は第5章において、第4条「總會」を独自に付加している。ここでの「總會」とは各地方教会で行われる教会総会を指す。総会はずべての教会員を議員として、年に一度開催される³⁷。32年版は総会の権能を以下のように規定する。

第四條 總會

(中略)

第四節 事務

- 一、過去一年間の報告と次年度の計画
- 二、年會に送るべき代員の選舉（但し、牧師若しくは傳道師は代員たるを得ず）
- 三、役員の選舉又は改選
- 四、記録の査閲
- 五、次年度の豫算編成³⁸

ここで総会の「事務」として挙げている権能の多くが、前述した四季会の権能と重複していることは注目に値する。日本年会において四季会が開催されていたときには、それはほとんど役員会の様相を呈していたと推察される。そのような「四季会の役員会化」を経て、32年版は底本で定められた四季会の機能の多くを、各地方教会の総会に移譲した。すなわち、32年版は *Discipline* や04年版とは異なり、教会運営の最小単位を管区ではなく各地方教会に置いている。四季会と役員会がともに教会役員により構成されていたことを考慮すると、その意義は教会運営の方法が役員主導のものから教会員全体によるものへと転換したことに存するといえる。

2.3. 信徒と教職の分離

第6章「教職」は「教師補」「教師（長老）」「他教會よりの教役者受容」「監督及び總理」「牧會」の全5条から成る。章の冒頭で「教職に左の階級あり」³⁹として、教職が伝道師／教師補／教師（長老）に分類される。この区分は04年版と異なるものであるが、教職の分類方法は *Discipline* においてもしばしば変更されている。*Discipline (1901)* と04年版では、教師試補 (licentiate) / 長老なる区分と、転任者 (itinerant) / 地方伝道師なる区分が用いられる⁴⁰。*Discipline (1925)* は、「地位」(standing) に関しては四季会伝道師／教師補／長老なる区分を、「務め」(service) に関しては転任者／非現役 (inactive) なる区分を用いる⁴¹。*Discipline (1929)* は従来のように教職を「地位」と「務め」に基づいて二通りに区分することをやめて、四季会伝道師／年会教師補 (annual conference licentiate) / 長老なる区分を導入する⁴²。これらの教職の区分を聖礼典執行の権限の有無により整理すると、以下のようなになる。

表2 *Discipline* と『条例』における教職の階級

	聖礼典執行不可	聖礼典執行可
<i>Discipline (1901)</i>	licentiate	elder
04年版	教師試補	長老
<i>Discipline (1925)</i>	quarterly conference minister licentiate	elder
<i>Discipline (1929)</i>	quarterly conference licentiate annual conference licentiate	elder
32年版	伝道師 教師補	教師（長老）

32年版における「伝道師」とは、教師にも教師補にも該当しないが年会の委嘱により伝道に従事する者を指し、「教師補」とは神学校卒業後に教師試験に合格し、年会に受容された者を指す⁴³。教師補として4年以上上仕えた者は教師となるための試験を受験し⁴⁴、合格すれば監督より按手礼を受け、「教師（長老）」となる⁴⁵。伝道師と教師補は、それぞれ底本における quarterly conference minister (licentiate) と annual conference minister (licentiate) に該当するといえるが、前述のとおり日本年会では管区／四季会制度が失われていたため、伝道師の定義が曖昧にされている。

また32年版が提示する職制の特徴として、神学校を卒業していない者が教師補（年会教師補）となることを想定していないことが挙げられる。04年版や *Discipline* における学科課程とは、教師補 (licentiate) になるために修了するものではなく、教師補が長老となるために修めるものである。たとえば *Discipline (1925)* と *Discipline (1929)* において、教師補として年会に受容される条件とは、高校卒業程度であることと信仰や同胞教会に関する試験（その内実は試験というよりも誓約である）に合格することであり、教師補とされた者が神学の学科課程を修めるのである。学科課程を修了するには、Bonebrake Theological Seminary を卒業して試験を免除してもらうか、4年間かけて自ら学修しながら各科目の試験に合格していく必要がある。しかしながら、32年版は教師補がすでに神学校を卒業していることを前提としており、教師補を「神学校卒業後本章第一條の規定に従ひ受容せられたる者」⁴⁶ と定義している。32年版によれば、教師補になるためには本来「同胞教會の認容せる神學の課程を終へたることを要」⁴⁷ し、「年會が之と同等の資格あると認めたる場合」⁴⁸ においてのみ、「特に之を受容すること」⁴⁹ があるという。教師補が学科課程を履修するのではなく、学科課程を修了した者が教師補となることを、32年版は想定している。しかも *Discipline* や04年版が各試験科目の推薦図書に掲載するなどして神学校卒業者以外にも教師となる門戸を開いているのに対し、32年版は神学校を卒業していない者が教師補となるための手続を何ら具体的に提示していない。

くわえて、04年版や *Discipline* においては「信徒伝道者」⁵⁰ や「女性執事」といった信徒の職務が置かれていたが、32年版にそうした信徒の職務に関する規定はほとんどみられない。無論当時の日本年会において信徒伝道者がおらず、制度として形骸化していたために32年版で削除されたと考えることもできる。しかしながら、そうした信徒と教職の中間の立場にある職務を制度ごと廃止してしまえば、04年版にみられたような、信徒 - 勸士 - 四季会伝道師 - 教師試補 - 長老 - 長老司 - 監督という信徒から監督に至るまでの連続性は失われる。その結果、細やかな職制における多様な務めと働きという監督制の豊かさが損なわれ、教会における信徒の役割が弱められることになりはしないだろうか。さらに教師試補を実質的に神学校卒業者に限定してしまえば、ますます信徒と教職の距離は開くこととなる。32年版が発行された当時、日本年会の幹事は安田忠吉であった。安田の指導の下、神学生は自宅や「同胞寮」から同志社大学神学部に通うというスタイルが確立されていった⁵¹。その一方で、神学校（同志社大学神学部）に通わずして

教職を目指すということは、次第に想定されなくなったのであろう。

2.4. 外国伝道会社との力関係の変化

前述のとおり、第17回年会において理事会設置が議決された。理事会は議長たる総理と8名の理事、1名の幹事と会計より構成され、総理は本国の外国伝道会社（Foreign Missionary Society）より派遣され任命された宣教師により担われた⁵²。幹事を務めたのは当初笠原謙三であったが、1922年より安田忠吉が継続して務めた⁵³。安田の幹事就任以来、幹事の職責はますます重くなり、ついに第28回年会において宣教師による総理職が廃止され、その職務は年会幹事とミッション幹事、年会会計により担われることとなった⁵⁴。本国の同胞教会は当初より日本人による日本伝道を企てていたが、その失敗以来、ミッション中心の伝道が推し進められてきた⁵⁵。しかしながら、理事会設置と総理制改定を経て、外国伝道会社と総理主導であった伝道が、安田のリーダーシップのもとで再び日本人の手により担われるようになった。

こうした制度改定と伝道の担い手の変化は、32年版においても反映されている。それはとりわけ、総理と任命委員に関する規定において顕著にみられる。第6章第4条「監督及び総理」では総理と監督の選出方法が規定されている。同胞教会では、年会区域を統括し、年会議長を務めるのは監督とされているが、伝道地においては内外外国伝道会社が直接的に管理をすることになっている。そのため、32年版においても監督に言及されることはほとんどなく、むしろ総理に関する規定のほうが詳細である。総理の位置づけや権能は *Discipline* における superintendent(長老司)と似通っている。底本によれば、各年会は一名以上の superintendent を選出するが、伝道地においては内外外国伝道会社が任命してもよいという⁵⁶。32年版でもほとんど同様の規定が記されているが、そこには実行委員に関する但し書きが併記されている。

第四條 監督及び総理

第一節 総理

年會は年會教師（長老）中より、一名或は一名以上の總理を選出す（任期一年）。總理は其選出年會の一切の事務を管理し、所屬諸教會に於ける傳道を鼓舞し、青年傳道者を特に勞りてて之を適當に指導すべし。而して、其事務につき、受持監督及び所屬年會に報告するの義務を有す。

但し内外國傳道會社は其傳道地の總理を任命するの權を有す。（日本年會

に於ては、總理の事務は實行委員之を管掌す。實行委員は年會に於て選出せられたる年會幹事、年會々計、及ミッション幹事を以て組織す。⁵⁷

実行委員が総理の職務を担うという記述は、教職の任命委員に関する規定においてもみられる。

第九節 任命委員

監督及び總理（日本に於ては、實行委員）は任命委員たるべし。委員は及ぶ限り、年會傳道地に教役者を任命するの義務あるものとす。若し年會に總理一名なる時は、年會は教師（長老）中より任命委員を擧ぐることを得。⁵⁸

ただし、日本年會においては早い段階から日本人教職のみが任命委員として任命されていたため、教職の人事に関しては実行委員が設置される前からある程度日本人教職に主導権があったと考えられる。いずれにせよ、32年版は理事会設置と総理制改定（実行委員設置）を経て日本年會における伝道がミッション主導から日本人主導へと変化したことを明瞭に示している。

さりとて、ミッションの影響力が完全になくなったわけではなく、とりわけ大会との関係においては、相変わらず外国伝道会社が主導権を握っていた。たとえば、「憲法」の第1条「大會」では、「大會に對する日本年會の代表員選舉法は、外國傳道會社之を定む」⁵⁹ という、底本の Constitution にはない32年版独自の条文が付加されている。他方、第5章「教會政治」においては、底本の大会に関する規定がすべて削除されている。無論安田忠吉が日本年會の代表者として二度大会に出席していたことからわかるように⁶⁰、宣教師が日本年會と大会の関係を独占的に取り仕切っていたわけではないが、代表者の選出方法については、外国伝道会社に任されていたのである。

このように、1932年当時の日本年會は大会との関係においてははまだミッションに依存しつつも、年會内部の意思決定についてはきわめて自立的であったといえる。

おわりに

本稿では32年版の「目次」と「序言」をとおして32年版の概要と編集方針を確認したのち、第2編を中心に、四季会や教職、総理・実行委員に関する記述を

検証した。それにより、当時の日本年會が *Discipline* や 04 年版とは異なる教會論と職制を有していたことが明らかにされた。04 年版が編や章を削除したり独自の学科課程を設定したりすることはあっても、底本の記述をなぞるばかりであったのに対し、32 年版では複数の *Discipline* が底本として用いられ、当時の日本年會の状況に合致した『條例』が作り上げられた。言うなれば、「*Discipline* の日本語訳」から「日本の教會條例」への発展が、両者の間に認められるのである。

1932 年当時、日本年會の教會制度は底本が提示するものとは似ても似つかぬものであった。一方では教會数の少なさゆえに circuit としての管区や四季會伝道師、信徒伝道者といった制度が機能せず、また必要とされない状況があった。他方で、理事会や実行委員の設置を経て、日本年會は伝道地でありながら *Discipline* の想定とは異なる教會制度を確立していった。そうした日本年會特有の文脈が、32 年版における大胆な編集を要請したといえる。そこには当時幹事であった安田忠吉の多大な影響もあったことであろう。

なお本稿では、日本年會の教會制度の変遷、とりわけ管区／四季會制度と部會制度の行方について十分に論じることができなかった。今後研究会で新たに共有される年會記録や機関紙『同胞』を資料として用いつつ、「日本基督同胞教會の教會論の変遷」を検証したい。また第 4 編の「禮文」（式文）についても、式文研究として稿を改めて論じることとしたい。

〈註〉

- ¹ 東京帝国大学教授であった宗教学者石橋智信（1886-1947）旧蔵の石橋文庫に所蔵されている。
- ² 拙稿「基督同胞教會條例の翻刻作業を終えて」『富坂キリスト教センター紀要』第 12 号、2022 年、185 頁参照。
- ³ 同上、182 頁参照。
- ⁴ 年會記録編纂委員（編）『自第一回至第 13 回日本基督同胞教會年會記録』発行不明、1913 年、8 頁。
- ⁵ 同上、15 頁。
- ⁷ 同上、59 頁。
- ⁸ 同上、69 頁。
- ⁹ 日本基督同胞教會史編纂委員会（編）『日本基督同胞教會史』日本基督同胞教會史編纂委員会、1963 年、47 頁。
- ¹⁰ 條例委員『基督同胞教會條例』安田忠吉、1932 年、1 頁。以下「32 年版」。
- ¹¹ 04 年版の目録は『基督同胞教會條例』（編集・発行不明。以下「04 年版」）1904 年の「目録」（頁数なし）を、32 年版の目次は 32 年版、3-8 頁を参照。
- ¹² 04 年版では「禁酒（・禁煙）」「安息日を行ふ事」「奴隸制度」「秘密結社」「誓言」「戦争」「結婚の關係」から成り、*Discipline*（1925）では「社会奉仕」「節制（禁酒禁煙）」「安息日遵守」「奴

隷制」「秘密結社」「誓言」「戦争」「離婚」「市井の問題」から成る。*Discipline (1929)* では「秘密結社」が削除された。

13 32年版、1頁。

14 同上、1頁。

15 同上、1頁。

16 *Discipline* に抵触しない範囲での教会条例の制定は *Discipline* において認められている。以下を参照。Church of the United Brethren in Christ, *Discipline of the Church of the United Brethren in Christ Including Origin, Doctrine, and Constitution: 1925- 1929*, Dayton, 1925, p. 38. Church of the United Brethren in Christ, *Discipline of the Church of the United Brethren in Christ, Including Origin, Doctrine, and Constitution: 1929- 1933*, Dayton, 1929, p. 38. 以下それぞれ *Discipline (1925)*、*Discipline (1929)*。

17 底本は「憲法」と「特別規定」の二箇所において秘密結社と関わりをもたないことと奴隷制を容認しないことを明言している。32年版ではそうした反秘密結社・反奴隷制の規定はすべて削除されており、条文削除の明確な方針があったことを思わせる。しかしながら、04年版は憲法においては底本の反奴隷制の条文を削除しているが、第12章「特別規則」第3項においては底本に倣い奴隷制を容認しないことを述べている。04年版、85頁参照。

18 たとえば第4章第4条「教会員の轉出及び退會」の第2, 3節は *Discipline (1925)* の条文に依拠しているが、それらはいずれも *Discipline (1929)* では削除されている。本稿第3章第1節参照。

19 たとえば第1章「基督同胞教會の起源」では教会創立から1815年の *Discipline* 編纂と頒布までの過程に関する記述が大幅に簡略化されている一方で、日本伝道史が以下のように付け加えられている。「日本に於ける傳道は、外國傳道會社の決議に依り、一八九五年（明治廿八年）之を開始す。次いで一八九八年に至り、其の事業の稍や見るべきものあるや、同會社に宣教師エイ・ティー・ハワード夫妻を遣し、我日本同胞教會の基礎漸く定まる。茲に於て、明治卅四年七月十二日に至り、東京市神田區美土代町基督教青年會館に於て、始めて第一回年會を開く。第一回年會前に設立せられし教會は、本所、日本橋、静岡、沼津、小田原、野田、松戸、草津の諸教會なり。其後、順次に、船橋、京都、原宿、大津、澁谷、洛西、名古屋、大阪、大久保、神戸、市川、膳所、田中の諸教會が加へられたり。この外、千葉縣に一個、滋賀縣に四個、京都に一個の講義所を有す」（32年版、5-6頁）。また「憲法」では第1条第2節が独自に付け加えられている。本稿第3章第4節参照。

20 本稿では論じないが、「信仰の告白」や「會員の義務」において、内容に影響を及ぼさない程度の原文の要約が散見される。顕著な例として、第2章第2条「創造及び攝理」や第4章第2条第11節「俗習に倣はざること」が挙げられる。

21 32年版、30-32頁。

22 *Discipline (1925)*, pp. 26-27.

23 *Discipline (1929)*, p. 202.

24 *Discipline (1925)*, p. 28.

25 32年版において底本の第3条「組長」は削除されたのではなく、第2条「組會」の第2節に組み込まれている。32年版、34頁参照。

26 *Discipline (1929)*, p. 33.

27 *Ibid.*, pp. 34-36.

28 *Discipline (1925)*, p. 34.

- 29 小田原十字町教会百年史編集委員会（編）『小田原十字町教会百年史』日本基督教団小田原十字町教会長老会、1998年、79-80頁。
- 30 日本キリスト教団洛西教会百年誌委員会（編）『日本キリスト教団洛西教会創立百周年記念誌——1909年～2009年』水谷誠監修、柳井一朗、2009年、128頁。
- 31 日本キリスト教団扇町教会『日本基督教団扇町教会百年誌』日本基督教団扇町教会100周年委員会、2010年、17頁。
- 32 年會記録編纂委員（編）、前掲書、106頁。傍点筆者。
- 33 年會区域を district に分割することについては以下を参照。*Discipline (1929)* , p. 39.
- 34 第13回年會では部會規則に「四季會は毎年四季に之を行ひ内一回は長老司他の一回は幹事之に臨席す牧師は四季會の司會者たるべく牧師差支ある時は幹事之を司會すべし」との動議が出されたが、岡崎義孝が「四季會のことは部會に於て定むべきものにて年會に於て定むることを否定す」と反対した。結果的に動議は可決された。同上、121-122頁参照。
- 35 同上、66頁。
- 36 1912年までは中央部會を含め三つに区分されていた。同上、91, 96頁参照。
- 37 32年版、36頁。
- 38 同上、36-37頁。
- 39 同上、47頁。
- 40 Church of the United Brethren in Christ, *Origin, Doctrine, Constitution, and Discipline of the United Brethren in Christ*, Dayton, 1901, p. 48. 04年版、55頁。以下 *Discipline (1901)*。
- 41 *Discipline (1925)* , p. 51.
- 42 *Discipline (1929)* , p. 48.
- 43 32年版、47頁。
- 44 同上、51頁。
- 45 同上、53-54頁。
- 46 同上、47頁。
- 47 同上、50頁。
- 48 同上、50頁。
- 49 同上、50頁。
- 50 *Discipline (1901)* と04年版では exhorter (勸士)、*Discipline (1925)* では lay minister、*Discipline (1929)* では lay preacher と表記されている。それぞれ以下を参照。*Discipline (1901)* , p. 43. 04年版、48頁。*Discipline (1925)* , p. 45. *Discipline (1929)* , p. 57.
- 51 日本基督教同胞教会史編纂委員会（編）、前掲書、70頁。また安田忠吉牧師伝刊行会（編）『ひとすじの生涯——安田忠吉牧師の足跡』安田忠吉牧師伝刊行会、1976年、170-172頁参照。
- 52 日本基督教同胞教会史編纂委員会（編）、前掲書、46頁。
- 53 安田忠吉牧師伝刊行会（編）、前掲書、163-164頁。
- 54 日本基督教同胞教会史編纂委員会（編）、前掲書、69頁。
- 55 同上、51頁。
- 56 *Discipline (1929)* , pp. 57-58.
- 57 32年版、55-56頁。傍点筆者。
- 58 同上、44頁。傍点筆者。
- 59 同上、14頁。

⁶⁰ 日本基督同胞教会史編纂委員会（編）、前掲書、69頁。